一九　確定拠出年金法の一部改正関係

1　企業型年金の規約の承認申請の際に添付すべき書類のうちその一部の提出を要しないこととした。（第三条第四項関係）

2　簡易企業型年金に係る規定を削除することとした。（第三条第五項、第一九条第二項及び第二三条第一項関係）

3　企業型年金の規約で企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合において、企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならない旨の要件を削除することとした。（第四条第一項関係）

4　厚生労働大臣は、企業型年金に係る業務についての報告書の提出を受けたときは、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表することとした。（第五〇条第二項関係）

5　個人型年金の加入要件について、改正前の加入要件に該当しない六〇歳以上七〇歳未満の者であって、申出の日の前日において個人型年金加入者であったもの若しくは個人型年金運用指図者であったもの、個人別管理資産の移換の申出をしたもの、脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの、残余財産の移換の申出をしようとするもの又は積立金の移換の申出をしようとするものは、個人型年金加入者となることができることとした。（第六二条第一項関係）

6　中小事業主掛金を拠出しようとする中小事業主が行う届出について、厚生労働省令で定める事項等の届出先を国民年金基金連合会とするとともに、国民年金基金連合会が当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に当該届出に係る書類の写しを送付しなければならないこととした。（第六八条の二第六項及び第七項関係）

7　企業型年金運用指図者等の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は国民年金基金連合会に対する死亡の届出を不要とすることとした。（第一一三条第一項関係）

二〇　石炭鉱業年金基金法の一部改正関係

石炭鉱業年金基金について、定款において解散及び清算に関する事項を定めなければならないものとし、事業の継続の困難を理由として厚生労働大臣の認可を受けた場合又は厚生労働大臣の解散命令があった場合に解散するものとし、石炭鉱業年金基金が解散する日における積立金の額が、基金が負う坑内員及び坑内員であった者並びに坑外員及び坑外員であった者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務その他当該給付の支給に係る事情を考慮して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回る場合は、当該下回る額を会員が一括して拠出しなければならないこととした。（第八条第一項、第三二条第五項、第三六条及び第三六条の三関係）

二一　石炭鉱業年金基金法を廃止することとした。

二二　独立行政法人福祉医療機構法の一部改正関係

独立行政法人福祉医療機構は、令和九年三月三一日までの期間、小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を行うこととした。（附則第五条の二第二項関係）

二三　健康保険法の一部改正関係

1　健康保険の適用拡大

㈠　健康保険の適用事業所について、事業の種類にかかわらず、常時五人以上の従業員を使用する事業所を適用事業所とすることとした。（第三条第三項関係）

㈡　事業所に使用される者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である等の短時間労働者に係る健康保険の適用除外の要件のうち、報酬が八万八、〇〇〇円未満であることとする要件を削除することとした。（第三条第一項関係）

2　二の8に準じた改正を行うこととした。（第一九九条第一項関係）

二四　船員保険法の一部改正関係

二の8に準じた改正を行うこととした。（第四七条関係）

二五　独立行政法人農業者年金基金法の一部改正関係

二の1の㈠により農業者年金の被保険者が農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなして独立行政法人農業者年金基金法第一三条の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が事業所に使用されなくなった日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、保険料納付済期間等に算入することとした。（附則第九条関係）

二六　検討規定等

1　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

2　政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第二項関係）

3　政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金第一号被保険者の被保険者期間を延長することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第三項関係）

4　政府は、国民年金第三号被保険者の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような国民年金第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うこととした。（附則第二条第四項関係）

5　令和六年における国民年金法に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第三項の規定による検討を引き続き行うに際して今後の社会経済情勢の変化を見極めるため、この法律の公布の日の属する年度の翌年度から、厚生年金保険法に規定する財政の現況及び見通しが同日以後初めて作成される日の属する年度の翌年度までの間は、同法第三四条第一項に規定する調整期間とすることとした。この場合、マクロ経済スライドによる調整においては、その調整率を三分の一に軽減することとした。（附則第三条関係）

6　政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第一六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずることとした。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うこととした。（附則第三条の二第一項関係）

7　政府は、6の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずることとした。（附則第三条の二第二項関係）